

愛媛県教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（契約の履行）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務（以下「委託事業」という。）を別添「教育情報通信ネットワークシステム（愛媛スクールネット）運用管理業務委託に係る要求水準書」（以下「要求水準書」という。）により乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、委託事業に必要なソフトウェアがある場合には、甲と協議のうえ、甲に納入するものとし、甲は、当該ソフトウェアを第4条に定める契約期間中日本国内において別途定める条件に従い使用できるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託料（前条第2項に基づき甲に納入されるソフトウェアについて、使用許諾料が発生する場合の使用許諾料を含む。以下同じ。）として、月額〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇円）を支払う。

2 委託料について、委託期間に1ヶ月に満たない端数日を生じた場合は、日割り計算をするものとする。ただし、円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 前項の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

（契約期間）

第4条 乙は、平成29年10月1日から平成35年9月30日までの間に委託事業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約は解除することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇〇〇とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託事業の全部又は一部の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託事業実施のため合理的に必要な範囲内で、あらかじめ甲の書面による承諾を

得た場合は、この限りでない。この場合、乙は、再委託先の住所、商号又は名称並びに委託の範囲を甲に対し報告するものとする。

2 前項の甲の書面による承諾を得た場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内で、第25条に規定する秘密情報及び第26条に規定する個人情報を、これを必要とする者に限定して、再委託先に利用させることができるものとする。

(事業計画書の提出)

第8条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第9条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。

(実績報告及び完了検査)

第11条 乙は、委託事業を完了したときは、直ちに甲に対して当該期間に係る実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、直ちに委託事業の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は、直ちに当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。

(毎月の運用状況報告)

第12条 乙は、毎月の末日が到来した後、速やかに運用状況報告書を提出しなければならない。

(委託料の支払)

第13条 乙は、次の掲げる期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月に、委託料の支払を委託料支払請求書(様式第4号)により請求するものとする。

- (1) 4月1日～6月30日
- (2) 7月1日～9月30日
- (3) 10月1日～12月31日
- (4) 1月1日～3月31日

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、そ

の額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、履行期限までに委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第18条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（執行役員を含む）又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又はその他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部又は一部を支払わないことができるとともに、乙は、委託料の総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第16条 甲は、乙（第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除

措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第17条 甲は、委託事業が完了するまでの間は、第4条第2項、第15条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって、契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときには、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(賠償の予約)

第19条 乙は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の総額の5分の1に相当する額を支払わなければならない。委託事業が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項第1号又は第2号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第20条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲、甲の職員及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(運用上の制限事項)

第21条 甲及び乙は、委託事業に当たって、次の各号の行為を運用上の制限事項と定めることに同意する。

(1) 他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(2) 他者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (3) 他者を差別し、誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 公序良俗に反する画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (6) 無限連鎖講を開設し、又は加入を勧誘する行為
 - (7) 委託事業により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (8) 他者になりすまして委託事業を利用する行為
 - (9) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10) 他者が嫌悪感を抱くと認められる、又はそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
 - (11) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用又は運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (12) 法令、条例等に違反する行為又は公序良俗に反する行為
 - (13) 前各号の趣旨に照らし、甲又は乙が不相当と判断した行為
- 2 乙は、前項各号に定める甲の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、委託事業を一時的に停止することができるものとする。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実が発生していること、その蓋然性が大きいこと等、乙が緊急に対応する必要があると判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に停止又は該当する情報等の削除の措置を講じることができるものとする。ただし、乙は、甲に対し事後に措置内容及びその理由を報告するものとする。
- 3 前項の場合、甲に損害が発生しても乙は何らの責任も負担しないものとする。

（除外事項）

第22条 乙は、別紙要求水準書に定めた保証事項（サービスレベルアグリーメント、以下「SLA」という。）にかかわらず、次の各号の場合には委託事業の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとする。

- (1) 天災・事変等の非常事態により委託事業の実施が不能となったとき。
- (2) データセンターの保守・工事その他やむを得ない事由があるとき。
- (3) 前条第2項及び第23条の規定により委託事業を停止するとき。
- (4) 電気通信事業者が電気通信業務を中止したとき。

2 前項の場合、乙は、その事由の発生後直ちに委託事業が停止される時期及びその期間を甲に対し通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は相当期間内の通知をもって足りるものとする。

（通信利用の制限）

第23条 乙は、電気通信事業者が電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときに災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信並びに公共の利益のために緊急に行うことを要するその他の通信を優先的に取り扱う場合には、委託事業を停止する措置をとることができるものとする。ただし、乙は事前又は事後に甲に対し停止の理由等甲の求める事項を説明するものとする。

(保証事項の変更・サービスの変更)

第24条 甲及び乙は、必要に応じSLAの変更を要求することができるものとし、この場合相手方は誠意をもって協議に応じるものとする。

2 甲及び乙は、前項によりSLAが変更された場合は、必要に応じ第3条第1項の委託料を見直すものとする。

(秘密の保持)

第25条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は業務従事者に対して、在職中及び退職後において、委託事業による業務に関して知り得た事項を、他に漏らさないよう指導するものとする。

3 乙は、本契約が終了したとき、甲の求めがあったとき、又は本事業に必要ななくなった場合には、甲の指示に応じ、秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

4 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、委託事業を処理するための個人情報の取扱いについては、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)を始めとする個人情報保護に関する法令の趣旨に従うものとし、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、秘密の保持を遵守するため、誓約書(様式第5号)を事業計画書(様式第1号)に添付して甲に提出しなければならない。なお、業務従事者に変更を生じた場合は、その都度、誓約書(様式第5号)を甲に提出しなければならない。

3 乙は、受託業務にかかる個人情報保護に対する管理体制を示す書類(P(プライバシー)マークやISMS等)を取得している場合は、それらの写し、又は、それに準じた体制を示す書類)を甲に提出しなければならない。

(情報管理の方法、記録の保全及び記録の破棄)

第27条 乙は、委託事業を処理するため蓄積される情報、第25条の秘密情報及び第26条の個人情報の電子文書・電磁的記録(以下「電子文書等」という。)の保存、管理及び破棄に関しては、別記の「情報管理等の取扱い準則」を遵守するものとする。

2 乙は、委託事業が完了した場合又は契約を解除した場合においても、電子文書等の情報を含む本契約により保管する一切の情報については、その保全に努めなければならないものとする。

3 前項の場合、乙は、甲の指示に従い、前項の情報に関して、甲の所有に係る情報を返還し、又は第三者への引継ぎに支障のないように努めるものとする。乙が、情報を保全、返還及び承継する方法及びこれに要する費用は、甲乙協議の上これを決定するものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第28条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(成果品の帰属)

第29条 要求水準書による成果品（ドキュメント）は、甲の所有とし、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(管轄)

第30条 本契約に係る一切の紛争については、松山地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第31条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとし、上記に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

平成29年〇〇月〇〇日

松山市一番町四丁目4番地の2

甲 愛媛県

知事 〇〇 〇〇

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただ

し、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(参考) 愛媛県個人情報保護条例(抜粋)

(委託に伴う措置等)

第16条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第16条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

情報管理等の取扱い準則

- 第1 電子文書等を記録した媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
- 第2 電子文書等を保管するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること。
- 第3 電子文書等の保存、参照、更新、複写及び破棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること。
- 第4 電子文書等の更新履歴（削除した内容、追加した内容等）が確認できること。
- 第5 電子文書等の盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置が講じられていること。
- 第6 電子文書等を取り扱うことのできる者の範囲、作業責任区分等を明確にしておくこと。
- 第7 事故報告等、緊急時の対応措置を明確にしておくこと。
- 第8 電子文書等のバックアップが定期的に行われ、電子文書を記録した媒体及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性につき点検が行われること。
- 第9 電子文書等の出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面及び書面に出力することができるようにしておくこと。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

住所
法人名
代表者職氏名

教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務
委託事業計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した教育情報通信ネットワークシステム管理業務委託事業について、委託契約書第8条の規定に基づき、事業計画書を下記のとおり提出します。

記

1 事業の内容

「教育情報通信ネットワークシステム（愛媛スクールネット）運用管理業務委託に係る要求水準書」に基づき実施する。

2 事業の実施予定期間

事業実施工程表

事業内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	備考
システム構築期間								
システム稼動テスト 期間								
試験運用期間								
システム定期点検時 期								

3 事業の実施場所

4 委託期間及び委託料

始 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日
終 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日
月 額 金〇〇〇〇〇〇円也

5 委託業務 主任担当者

所 属

氏 名

6 サービスレベル保証（S L A）

- (1) サービス提供時間 24 時間（契約期間中の全ての日）
- (2) 稼働率（稼働実績／稼働すべき時間） 〇〇. 〇%以上（計画点検停止を除く。）
- (3) 障害発生通知時間 〇〇分以内
- (4) 障害復旧時間 〇時間以内
- (5) パケット平均遅延時間 〇〇m s 以下
- (6) パケット損失率 〇〇%以下
- (7) 仮想デスクトップ応答時間 〇〇秒以内

※ ただし、詳細な条件設定については、「教育情報通信ネットワークシステム（愛媛スクールネット）運用管理業務委託に係る要求水準書」のとおりとする。

7 その他

（注） 誓約書（様式第 5 号）を添付のこと。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

住所
法人名
代表者職氏名

教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務
委託事業変更計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 教総第〇〇号で承認のあった教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務委託事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施予定期間

事業実施工程表

事業内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	備考

- 4 事業の実施場所
- 5 委託期間及び委託料
- 6 委託業務 主任担当者
- 7 サービスレベル保証（SLA）
- 8 その他

（注） 変更のない項目については、省略することができる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

住所

法人名

代表者職氏名

教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務
委託事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務委託事業について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

1 事業の内容

教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務委託事業

2 事業の実施期間

始 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日

終 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 事業の実施場所

4 事業の結果（具体的に記入し、成果品を添付すること。）

5 委託料

月額〇〇〇〇〇〇円也

（委託期間における総額 金〇〇〇〇〇〇〇円也）

6 その他

様式第4号（第13条関係） 委託料支払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

住所

法人名

代表者職氏名

教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務
委託事業委託料支払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務委託事業に係る委託料について、委託契約書第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金〇〇〇〇〇〇円也

内訳 委託料 月額金〇〇〇〇〇〇円也
期 間 （平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日分）

様式第5号（第26条関係）誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

住所

法人名

代表者職氏名

業務受託における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書

愛媛県から受託している「教育情報通信ネットワークシステム運用管理業務委託事業」の受託者として、愛媛県個人情報保護条例等の関係法令や愛媛県情報セキュリティポリシー等の関係規程等を遵守することを誓約します。

なお、秘密保持及び法令等遵守を徹底するため、次の業務従事者に対して、契約による業務実施期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た秘密情報を漏らさないこと、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知しました。

記

業務従事者：氏名